

令和8年4月  
寒河江市

建設業者等の皆様へ

## 「地域建設業経営強化融資制度」に係る債権譲渡の承諾について

この度、国が定める「地域建設業経営強化融資制度」を運用するため、寒河江市建設工事請負契約約款第6条第1項ただし書に基づく工事請負代金債権の譲渡に関する取扱いを定めましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1 「地域建設業経営強化融資制度」の概要

公共工事に係る工事請負代金債権を担保に、事業協同組合等又は一定の民間事業者から出来高に応じて融資を受けられるとともに、保証事業会社の保証により、工事の出来高を超える部分についても金融機関から融資を受けることが可能となるものです。

#### 2 対象者

中小・中堅元請建設業者

(資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は従業員数が1,500人以下)

#### 3 対象工事

本市が発注する契約金額が200万円以上の前金払が行われ、かつ、出来高が2分の1以上に到達したと認められる工事

#### 4 実施期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

- ・制度の詳細につきましては、国土交通省ホームページをご覧ください。
- ・債権譲渡の承諾手続きにつきましては、本市ホームページに掲載しております「地域建設業経営強化融資制度を利用する場合における工事請負代金債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領」をご覧ください。

#### 【問い合わせ】

財政課施設マネジメント推進室

電話：0237-85-0354